

2026年5月14日

各位

会社名 G0 株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 宏
(コード番号: 581A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 CFO 経営戦略本部長 森 亮介
(TEL. 050-2031-3491)

株式売出し及び第三者割当増資による募集株式発行に関する取締役会決議のお知らせ

2026年5月14日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う株式売出し及び第三者割当増資による募集株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受けによる売出しの件

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 36,936,900 株

かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）に係る売出株式数は12,647,100株、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は24,289,800株の予定であるが、最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2026年6月8日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役に一任する。なお、売出株式数については、今後変更される可能性がある。

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受けによる国内売出し

| | |
|---------------------------------|-------------|
| 株式会社ディー・エヌ・エー | 4,443,000 株 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 2,399,200 株 |
| 株式会社 SMBC 信託銀行 | 1,700,000 株 |
| KDDI 株式会社 | 1,500,000 株 |
| 株式会社電通グループ | 634,900 株 |
| 東京センチュリー株式会社 | 500,000 株 |
| 株式会社アイシン | 500,000 株 |
| 株式会社デンソー | 500,000 株 |
| AVI Japan Opportunity Trust plc | 270,000 株 |
| 豊田通商株式会社 | 200,000 株 |

② 海外売出し

| | |
|---------------|--------------|
| 株式会社ディー・エヌ・エー | 11,681,000 株 |
| 株式会社 NTT ドコモ | 11,358,800 株 |
| トヨタ自動車株式会社 | 1,250,000 株 |

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 引受人の買取引受けによる国内売出し
売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、BofA 証券株式会社、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社 SBI 証券、SMBC日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び岩井コスモ証券株式会社を引受人として、引受人の買取引受けによる国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

- ② 海外売出し
海外売出しについては、Goldman Sachs International、Merrill Lynch International 及び Nomura International plc を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されるものとする。
- ③ 引受人の買取引受けによる国内売出し及び下記 2. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、BofA 証券株式会社及び大和証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社が行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び BofA 証券株式会社が共同で行うものとする。
- ④ 引受人の買取引受けによる国内売出し、下記 2. のオーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び BofA 証券株式会社とする。

- (4) 売 出 価 格 未定（2026 年 6 月 1 日に開催予定の取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（2026 年 6 月 8 日）に引受価額と同時に決定される予定である。）
- (5) 申 込 期 間
(国 内) 2026 年 6 月 9 日（火曜日）から
2026 年 6 月 12 日（金曜日）まで
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 株 式 受 渡 期 日 2026 年 6 月 16 日（火曜日）
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。
- (9) 上記の他、本引受人の買取引受けによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (10) 引受人の買取引受けによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 3,546,000 株
(売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2026 年 6 月 8 日に決定される予定である。)
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 野村證券株式会社 3,546,000 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における売出価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間（国内）と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。

- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 上記の他、本オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 本オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の引受人の買取引受けによる売出しが中止された場合には、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

3. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,546,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2026年6月1日開催予定の取締役会において決定する予定である。) |
| (3) 申込期日 | 2026年7月14日(火曜日) |
| (4) 払込期日 | 2026年7月15日(水曜日) |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2026年6月8日に決定される予定の割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当方法 | 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。 |
| (7) 割当価格 | 未定(上記1.における売出株式の引受価額と同一とする。) |
| (8) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一とする。 |
| (9) 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 日暮里支店 |
| (10) 上記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。 | |
| (11) 上記の他、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 上記2.のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。 | |

[ご参考]

1. 株式売出しの概要

(1) 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受けによる売出し 36,936,900株
(引受人の買取引受けによる国内売出し 12,647,100株、海外
売出し 24,289,800株)
最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日に決
定される。

オーバーアロットメントによる売出し(*) 上限 3,546,000 株

(2) 需要の申告期間 2026年6月2日(火曜日)から
2026年6月5日(金曜日)まで

(3) 売出価格決定日 2026年6月8日(月曜日)
(売出価格は、仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総
合的に勘案した上で決定される。)

(4) 申 込 期 間 2026年6月9日(火曜日)から
(国 内) 2026年6月12日(金曜日)まで

(5) 株式受渡期日 2026年6月16日(火曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需
要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。オーバーアロッ
トメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少
し、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントに
よる売出しのために、野村証券株式会社が当社の株主である日本交通ホールディングス株式会社
(以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年5月
14日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式3,546,000株の第三
者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

野村証券株式会社は、2026年6月16日から2026年7月10日までの間(以下「シンジケートカ
バー取引期間」という。)、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議
の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロッ
トメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカ
バー取引」という。)を行う場合があります。

なお、野村証券株式会社は、シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資に係
る割当てにおいては、シンジケートカバー取引により取得した株式数について、割当てに応じない
予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込
みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又
は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内において
も、野村証券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議の
上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売
出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

| | | |
|-----------------------------------|--------------|------|
| 現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 | 77,679,600 株 | |
| 本 件 第 三 者 割 当 増 資 に よ る 増 加 株 式 数 | 3,546,000 株 | (最大) |
| 増 加 後 の 発 行 済 株 式 総 数 | 81,225,600 株 | (最大) |

3. 調達資金の使途

本件第三者割当増資の手取概算額上限7,874,779千円(注)については、Waymo LLC及び日本交通
株式会社と取り組む自動運転タクシーの実装に向けたプロジェクトにおける研究開発資金の当社負
担分として2,668,000千円(2027年5月期に844,000千円、2028年5月期に912,000千円、2029年

5月期に912,000千円)を充当する予定であります。当該プロジェクトでは用地の確保やテストドライバーの確保、車両の調達等に資金を活用することを想定しております。また、企業買収等を通じた事業基盤拡大及び事業領域拡大に向けて、タクシー領域に関連する事業を行っている企業、物流領域でのソリューション提供や配送を行っている企業への投資資金として5,206,779千円を2029年5月末日までに充当する予定であります。上記投資資金について、現時点において事業の譲受の具体的な内容及び金額について決定しているものではありません。仮に2029年5月末日までに上記研究開発資金及び上記投資資金に未充当額が生じる見込みの場合、2029年5月末日までに新規顧客獲得に向けた広告宣伝費や販売促進費に充当する予定であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 有価証券届出書提出時における想定売価2,350円と同額を割当価格と仮定して当該金額を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対して利益還元することを重要な経営課題と認識しておりますが、内部留保の充実を図ることが重要であると考え、これまで無配を継続してまいりました。

今後の配当政策の基本方針としましては、将来の事業展開と財務体質の強化を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項とした上で、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針です。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。剰余金の配当を行う場合は、毎年5月31日を基準日とした期末配当、毎年11月30日を基準日とした中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開を図るため、有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)をご参照ください。

(4) 過去の決算期間の配当状況(連結)

| | 2024年5月期 | 2025年5月期 |
|-----------------------------------|----------|----------|
| 1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) | △42.69円 | 25.75円 |
| 1株当たり配当額 | — | — |
| (1株当たり中間配当額) | (—) | (—) |
| 実績配当性向 | — | — |
| 自己資本利益率 | — | 13.3% |
| 純資産配当率 | — | — |

(注) 1. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式については、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、その普通株式相当数を普通株式と同等の株式としております。

2. 2026年1月22日開催の取締役会決議に基づき、2026年2月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、2024年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 2024年5月期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. ロックアップについて

上記1. の引受人の買取引受けによる売出し及び上記2. のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しに係る売出人である株式会社ディー・エヌ・エー、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出人であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京センチュリー株式会社、海外売出しに係る売出人である株式会社NTTドコモ及びトヨタ自動車株式会社、当社株主であるグローバルグロスホールディングスツアー合同会社、Kakao Mobility Corp.、West Street Growth EE HK Limited日本支店、合同会社乃木坂ホールディングス、帝都自動車交通株式会社、大和自動車交通株式会社、岡山交通株式会社及び株式会社フリークアウト・ホールディングス並びに当社の新株予約権者である中島宏、川鍋一郎及び寺田航平は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年12月12日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間（1）」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等（ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、貸株人である日本交通ホールディングス株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後360日目の2027年6月10日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間（2）」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸付け及び上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年12月12日（当日を含む。）以降の当社株式に対する担保設定（ただし、4,300,000株を上限とする。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

加えて、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間（1）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、本件第三者割当増資及び株式分割による新株発行等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該約束内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

上記の他、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

（注）上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は当社の株式売出し及び第三者割当による募集株式発行に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。